主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人堀江喜熊の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて(なお、被告人の本件所為を、公然人を侮辱したものにあたるとした原審の判断は相当である。)、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四四年六月五日

最高裁判所第二小法廷

彦		芳	戸	城	裁判長裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	上	村	裁判官